

## 自動車騒音に係る基準

### 1 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型			基準値		幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60 dB以下	
			夜間	55 dB以下	
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65 dB以下	夜間 65 dB以下
			夜間	60 dB以下	
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65 dB以下	(全地域共通) 備考参照
			夜間	60 dB以下	

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下）によることができる。

注)

- 1 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
  - (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
  - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。
  - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
  - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m
- 3 時間の区分については、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

## 自動車騒音に係る基準

### 2 要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

区 域 区 分			道路に面する区域		幹線交通を担う道路 に近接する区域
			1車線	2車線以上	
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	6.5 dB	7.0 dB	昼間 7.5 dB  夜間 7.0 dB  (全区域共通)
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	夜間	5.5 dB	6.5 dB	
b	第1種住居地域 第2種住居地域	昼間	6.5 dB	7.5 dB	
	準住居地域 市街化調整区域	夜間	5.5 dB	7.0 dB	
c	近隣商業地域 商業地域	昼間	7.5 dB		
	準工業地域 工業地域	夜間	7.0 dB		

注)

- 1 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
  - (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
  - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。
  - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 1.5 m
  - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 2.0 m
- 3 時間の区分については、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時